

# 工事及び製造契約以外の請負契約における低入札価格調査要綱

平成21年2月1日  
20台総経第530号

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都台東区契約事務規則（昭和39年6月台東区規則第13号。以下「規則」という。）第27条の規定により調査基準価格を設定し、落札者を決定する場合において、同価格を下回る入札が行われたとき、当該入札価格により当該契約の内容に適合した履行の確保ができるか否かを調査することを目的とする。

## (対象)

第2条 この要綱による低入札価格調査の対象とする契約は、予定価格が1,000万円以上の清掃業務、警備業務及びその他施設管理業務委託とする。

## (調査基準価格)

第3条 この要綱による調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格に10分の9.5を乗じて得た額から10分の7.5までを乗じて得た額までの範囲内において、当該業務の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して定めた額とする。

## (落札の保留)

第4条 契約担当者（規則第2条第2項に定める「契約担当者」をいう。以下同じ。）は、入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、入札者参加者全員に対して落札の決定を保留する旨の宣言をするとともに、落札者は後日決定することを知らせて、入札を終了する。

## (調査の実施)

第5条 契約担当者は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、当該契約の内容に適合した履行の確保の可否について判断するため、次に掲げる事項について調査を行う。

- (1) 業務の履行における人員配置計画の妥当性及び資格・免許等の保有状況
- (2) 人件費の積算基準単価及び算定時間数、材料費、諸経費等の算出根拠の妥当性
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等関係法規との整合性
- (4) 他官公庁及び民間企業との契約実績保有状況
- (5) 経営状況

(6) 前各号のほか、必要と認められる事項

- 2 前項の調査を行うにあたり、契約担当者は、当該入札者に対し当該入札価格の内訳書を速やかに提出するよう求めるものとする。

(審査の実施)

第6条 前条の調査終了後、契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行の確保の可否について審査するものとする。

(落札者の決定等)

第7条 前条の審査の結果、当該入札価格では、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、契約担当者は、予定価格の制限の範囲内において入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したもの落札者とする。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札を行った者であった場合は、前2条の規定により調査及び審査を行う。

- 2 前条の審査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、契約担当者は当該入札者を落札者とする。
- 3 前2項により落札者を決定したときは、契約担当者は入札参加者全員にその旨を通知する。

(委任)

第8条 この要綱に規定するほか、必要な事項は区長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の工事及び製造契約以外の請負契約における低入札価格調査要綱の第3条第1項の規定は、令和7年4月1日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。